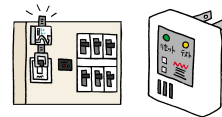


令和8年4月1日から令和9年2月28日までに購入設置した

感震ブレーカーの費用を

\最大で/
6万円まで
補助します

もしものために、
いま、備えよう。



申請受付期間
令和8年6月1日・令和9年2月28日

※郵送申請の場合は消印有効です。

対象者

申請日時点で大田区に住民登録があり、木造住宅密集地域にお住まいの世帯の世帯主またはそれに準ずる方※

※世帯主に準ずる方とは、世帯主と同一の世帯に属する方であり、世帯主ご本人が申請を行うことができない理由の申出を行い、その理由が適当であると認められる方を指します

器具の種類	補助基準額	補助金の額	補助上限額
(1) 取付工事を伴う 一括遮断型 ※分電盤・コンセントタイプ等	80,000円	購入及び設置に要した 経費又は補助基準額の いずれか低い方の 4分の3の額 ※(1)は購入費及び設置費、 (2)(3)は購入費を補助	60,000円
(2) 取付工事を伴わない 一括遮断型 ※簡易タイプ等	7,000円		5,250円
(3) 特定機器遮断型 ※コンセントタイプ等	7,000円		5,250円

例1：取付工事を伴う一括遮断型（分電盤タイプ）を88,000円で購入・設置した場合
補助基準額80,000円が購入設置経費88,000円を下回るため、補助金の額は60,000円となります。

$$80,000円 \times 3/4 = 60,000円$$

例2：特定機器遮断型（コンセントタイプ）を6,000円で購入した場合
購入経費6,000円が補助基準額7,000円を下回るため、補助金の額は4,500円となります。

$$6,000円 \times 3/4 = 4,500円$$

1世帯につき1回まで、1個の感震ブレーカーについて申請可能です

過去に、東京都の出火防止対策促進事業や大田区の無料支給事業により感震ブレーカーを設置した世帯は補助対象外です

大田区防災危機管理課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目13番14号

03-5744-1235

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/jyosei/kannsinn-hojo.html>

詳細はこちら



(電子申請) 二次元コードから申請フォームにて申請してください。

(郵送申請) つぎの必要書類を大田区防災危機管理課宛てに郵送してください。

必要書類

①申請書(第1号様式)、②誓約書(第2号様式)

③領収書等(写)...

製品名(型番)、購入日又は設置日、支払金額、領収年月日等が記載されたもの。
購入費用や設置費用の内訳が領収書から読み取れない場合は内訳書の添付をお願いします。

④購入設置した器具の内容がわかるカタログ・パンフレット等(写)...

領収書等から器具の内容が読み取れる場合は提出不要です。

⑤感震ブレーカーの設置状況がわかる写真

⑥補助金振込先口座情報(写)...

通帳やキャッシュカード等の申請者本人の口座情報がわかるもの

⑦申出書(第3号様式)...

世帯主ご本人が申請する場合は提出不要です。

電子申請はこちら



二次元コード読み込みで
電子申請フォームへ!!

<https://logoform.jp/f/X8kqx>

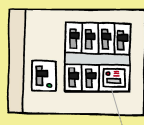
※電子申請の場合、上記の必要書類とは別に、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、保険証等の画像)のご提出もお願いいたします。

一括遮断型

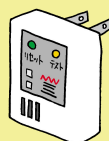
ブレーカーを落として家中の電気を遮断

取付工事を伴う

機器の例



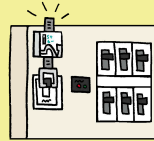
感震センサー
分電盤タイプ



コンセントタイプ

取付工事を伴わない

機器の例



簡易タイプ

特定機器遮断型

接続された機器の電気のみを遮断

取付工事を伴わない

機器の例



コンセントタイプ

木造住宅密集地域

池上5丁目	蒲田2丁目	中央4丁目	西蒲田3丁目	羽田3丁目		
大森中2丁目	蒲田本町2丁目	中央6丁目	西蒲田4丁目	羽田6丁目		
大森中3丁目	北馬込2丁目	中央7丁目	西糀谷1丁目	東蒲田1丁目		
大森東2丁目	新蒲田3丁目	中央8丁目	西六郷1丁目	東蒲田2丁目	東矢口3丁目	
大森東4丁目	中央2丁目	仲六郷2丁目	西六郷2丁目	東馬込1丁目	南蒲田3丁目	南馬込2丁目
大森東5丁目	中央3丁目	西蒲田1丁目	羽田2丁目	東矢口1丁目	南千束3丁目	南馬込3丁目

注意事項

- ・補助金の振込口座名義は、申請者と同一である必要があります。
- ・ポイント利用等による割引がある場合は、割引後の金額で申請してください。
- ・管理者や管理組合など、居住者以外からの申請はできません。
- ・共同住宅の共用部分や店舗、事務所等に設置した感震ブレーカーは補助対象外です。
- ・共同住宅や賃貸物件等に設置する場合、管理者や所有者等の同意を得てから設置をお願いします。
- ・譲受品、個人間での購入品(フリマアプリ等を含む)は認められないためいずれも対象外です。
- ・他の補助金の交付を受ける場合は、本補助金の補助の対象となりません。